

教第72号議案

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月28日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

理由

第2条第3項にて対象となる職員を明確にし、第2条第3項第(6)号にて被害が特に甚大な非常災害が発生した本市の区域外の地域において行う職務と手当について規定する改正を行う。

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 概要

1. 概要

本市の区域外の地域において行う災害応急対応、災害復旧対応又は学校等運営支援の職務の危険性や困難性を鑑み、特殊勤務手当について見直しを行う。

2. 変更点

(1) 正規の勤務時間内の職務

正規の勤務時間内に、本市の区域外の災害発生地域において、災害応急対応、災害復旧対応又は学校等運営支援の職務に従事した場合、1回あたり1,000円の特殊勤務手当を支給する（変更前は支給なし）。

(2) 正規の勤務時間外の職務

正規の勤務時間外に、本市の区域外の災害発生地域において、災害応急対応、災害復旧対応又は学校等運営支援の職務に従事した場合、9,000円以内で当該業務に従事した時間に応じて特殊勤務手当を支給する（変更前は8,000円以内）。

※災害対策基本法第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する区域等において対象業務に従事した場合、「(1) 正規の勤務時間内の職務」については、1回あたり2,000円、「(2) 正規の勤務時間外の職務」については、1回あたり10,000円以内とする。

(参考)

勤務従事時間		手当額
正規の勤務時間内		1,000円 (2,000円)
正規の勤務時間外 (週休日・休日除く)	6時間程度 (5時間30分以上)	9,000円 (10,000円)
	5時間30分未満	1,000円 (2,000円)
週休日・休日	8時間程度 (7時間30分以上)	9,000円 (10,000円)
	7時間30分未満	1,000円 (2,000円)

※ () は、災害対策基本法第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する区域等において対象業務に従事した場合の額

3. 実施時期

令和6年1月1日（遡及適用）

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月 日

神戸市教育委員会
教育長 長 田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則（平成10年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(教育委員会職員特殊勤務手当) 第2条 [略] 2 [略] 3 <u>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の職員</u> （事務職員、技術職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に	(教育委員会職員特殊勤務手当) 第2条 [略] 2 [略] 3 <u>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する職員</u> （事務職員、技術職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合において、その職務が

著しい負担を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。

(1)～(5) [略]

(6) 被害が特に甚大な非常災害が発生した本市の区域外の地域において行う災害応急対応、災害復旧対応又は学校等運営支援の職務勤務1回につき10,000円以内で、当該業務に従事した時間数等に応じて別に定める額

4～6 [略]

心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。

(1)～(5) [略]

4～6 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則第2条第3項の規定は、令和6年1月1日から適用する。